

## 気象業務法施行規則及び予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準の一部改正について

気象庁総務部情報利用推進課

### 1. はじめに

予報は、国民生活や企業活動に密接に関わっていることから、技術的な裏付けのない予報が広く社会に発表された場合、その予報に基づいて行動した者に混乱や被害を与えるなど、社会の安寧を損なう恐れがあります。このため、気象業務法第 17 条第 1 項の規定により、気象庁以外の者が予報業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないとされています。

予報業務許可の審査は、「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準（気象庁長官通達）」（以下「審査基準」という。）によって行われます。

気象庁は、技術の進展や社会情勢の変化を踏まえ、予報業務許可制度の検証と必要な見直しを随時行ってきており、今回は、近年の予報業務の態様の変化に対応して制度を見直すため、気象業務法施行規則と審査基準の一部を改正するものです。

### 2. 改正案のポイント

- ・ 研究や降水短時間予報に関して、気象予報士の設置の基準の一部を見直すため、気象業務法施行規則と審査基準の一部を改正する（3（1）関連）。
- ・ 長期予報（1 か月予報）に適用される最小の時間単位の一部と、予報を行おうとする現象の一部（農作物の生育に必要な地面温度等）を見直すため、審査基準の一部を改正する（3（2）、（3）関連）。

### 3. 改正の概要（パブリックコメントの趣旨を再掲）

#### （1）気象予報士の設置の基準等の一部見直し

研究機関や民間事業者において観測・予測技術や計算機能力の向上等により降水の短時間予報の提供が可能となり、また、研究開発の成果を公表するために許可を取得する者が増えるなど、気象予報に係る予報業務の態様が変化している。これに対応して、気象予報士の設置の基準がこれら業務の内容に応じたものとなるよう、気象業務法施行規則と、改正後の気象予報士の設置の基準に関する審査を行うために必要な審査基準の、それぞれ関連する部分について以下の通り改正を行う。

- ・ 気象予報士の設置の基準について定めた気象業務法施行規則第 11 条の 2 について、研究のために行う現象の予想の成果の発表等の場合には、現行規定の基準にかかわらず、1 名以上とする旨を同条に追加する。
- ・ 改正後の気象業務法施行規則第 11 条の 2 に定める気象予報士の設置の基準について、現行の基準にかかわらず 1 名以上とする場合の条件は、以下のいずれかとするを審査基準に追加する。

降水の短時間予報を行う予報業務であって、運動学的手法等によって計算される降水の短時間予報の計算方法及び計算結果を、当該事業所に置かれる専任の気象予報士が管理し、また、適確に予報業務を行うために必要な要員の配置や連絡体制が確保されている

研究のために行う現象の予想の成果を、デモンストレーションや試用等の形で発表する場合であって、防災などの利用に適さないことを表示するなど、当該予報の利用者の安全を確保する措置が講じられている

また、現行の審査基準に定める、許可にあたり付される条件のうち、予報の内容が、気象庁の発表する特別警報や警報等の内容や発表基準と矛盾しないよう配慮することについて、研究のために行う現象の予想の成果の発表の場合にはこれを除外する。

## (2) 長期予報(1か月予報)の最小の時間単位の一部見直し

2 週間アンサンブル数値予報モデルを用いた高度なプロダクトを民間気象事業者が開発する環境が整ったことから、利用者のニーズに対応した予報を提供できるよう、審査基準の関連する部分について以下の改正を行う。

- ・ 長期予報(1か月予報)で 10 日間先までとされている中期予報の最小の時間単位(6 時間)の適用を、不確実性に関する情報(確率情報等)を付す場合に限り、16 日間先までとする。

(3) 予報を行おうとする現象の一部見直し

農作物の生育に必要な地面の温度等の予報へのニーズの高まりを踏まえ、利用者のニーズに対応した予報を提供できるよう、審査基準の関連する部分について以下の改正を行う。

- ・ 農作物の生育に必要な地面の温度、地中の温度及び土壌に含まれる水の量について、気象に含めて扱うこととする。

4. 今後のスケジュール(予定)

○気象予報士の設置の基準及び予報を行おうとする現象関連

平成 31 年 3 月中旬	気象業務法施行規則 公布
平成 31 年 4 月上旬	審査基準 制定
平成 31 年 4 月中旬	気象業務法施行規則、審査基準 施行

○長期予報(1か月予報)の最小の時間単位関連

平成 31 年 6 月	審査基準 制定、施行
-------------	------------

## 5. 参考資料（現行規定抜粋）

### （1）気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）抜粋

#### （気象予報士の設置の基準）

第十一条の二 法第十七条第一項の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数（一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できるものと気象庁長官が認める場合にあっては、当該下欄の人数から一人減じた人数）以上の専任の気象予報士を置かなければならない。

一日当たりの現象の予想を行う時間	人員
八時間以下の時間	二人
八時間を超え十六時間以下の時間	三人
十六時間を超える時間	四人

2 （略）

### （2）予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準 抜粋

#### 別紙1 気象等の予報業務の許可等に関する審査基準

##### 第1章（略）

##### 第2章 気象等（地震動を除く。）の予報

##### 第1 範囲及び条件

##### 1 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

##### （1）予報の種類

##### イ 予報を行おうとする現象

気象（気温、降水量、風向、風速、天気その他の大気の諸現象）波浪及び地象（路面状況に限る。）とする。ただし、地象（路面状況に限る。）は、気象に含めて扱う。

なお、地象（路面状況を除く。）高潮及び洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しないこととする。

##### ロ 予報期間

予報は、予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間に応じ、それぞれ次の表の6種類に区分し、それぞれの予報の最小の時間単位は、同表の右欄に掲げる時間以上でなければならないこととする。ただし、特定向け予報の場合は、予報期間の区

分にかかわらず最小の時間単位の制約を受けない。

予報期間	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間先以内の予報	基となる観測資料の時間間隔以上
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超え、2日間先以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から2日間先を超え、7日間先以内の予報	6時間以上 ただし、72時間先まで短期予報の最小の時間単位を用いてもよい
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から7日間先を超え、1か月先以内の予報	5日以上 ただし、10日間先まで中期予報の最小の時間単位を用いてもよい
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超え、3か月先以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超え、6か月先以内の予報	1か月以上

(2) 対象としようとする区域

(略)

## 2 許可等の条件

許可等に際し、公共の利益と社会の安寧（混乱防止）のために別記1に掲げる必要最小限の条件を付することとする。

第2～第5 (略)

## 第6 気象予報士の設置の基準

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第11条の2第1項に規定するところによる。

第3章 (略)

## 別記1 許可等の条件（第2章 第1 2 関係）

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

### 1 「一般向け予報」に関する条件

(予報に使用する名称)

(1) 許可を受けた者（以下「事業者」という。）が行う予報に名称を付するときは、当該名称中において、気象庁が行う「特別警報」、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。

(予報の内容)

(2) 予報の内容については、当該地域を対象として発表されている特別警報、警報、注意報の内容及び特別警報、警報、注意報発表の基準と矛盾しないよう十分に配慮するこ

と。また、「大雨」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」、「洪水」、「高波」又は「高潮」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、当該現象に関する気象庁の特別警報、警報、注意報と矛盾しないように留意すること。

(注意報事項の伝達)

(3) 予報発表時点に、当該予報地点を含む地域に対して発表されている当該予報業務に関連する注意報事項を伝達するよう努めること。

(台風に関する情報)

(4) 台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。台風に関して、防災上の注意を喚起するときは、台風接近時の一般的な注意に留め、具体的な災害発生の可能性について言及しないこと。

2. 「特定向け予報」に関する条件

特になし

別記2 (略)